

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

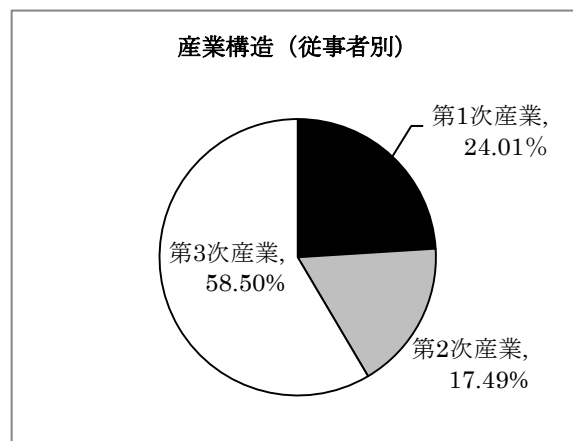
① 芽室町の人口構造及び産業構造

芽室町の人口は、工業団地の造成と並行した職住近接型の住宅団地造成により増加傾向にあるが、平成 21 年をピークに近年では微減状態に転じている。この 20 年の間では総人口が増加しているが、高齢化率は 16.3%（平成 7 年国勢調査）から 27.3%（平成 27 年国勢調査）に大きく上昇し、年少人口は 7%、生産年齢人口は 2%それぞれ減少しており、高齢化の進行と生産年齢人口減少の厳しい局面を迎えつつある。

産業構造を土地利用形態から見ると芽室町は十勝平野西部に位置し、町の総面積 51,376ha のうち、日高山脈襟裳国定公園をはじめとした山林が 21,724ha を占め、山岳地帯以外は平坦肥沃な農耕に適した土地が広がっており 21,351ha が畑として利用されている農村地帯である。

次に従業員数では、上記の土地利用形態に関わらず第 3 次産業（サービス業その他）が最も高く 58.50%となり、次いで第 1 次産業（農林漁業）24.10%、第 3 位の第 2 次産業（建設業、製造業）が 17.49%となっている（平成 27 年国勢調査）。

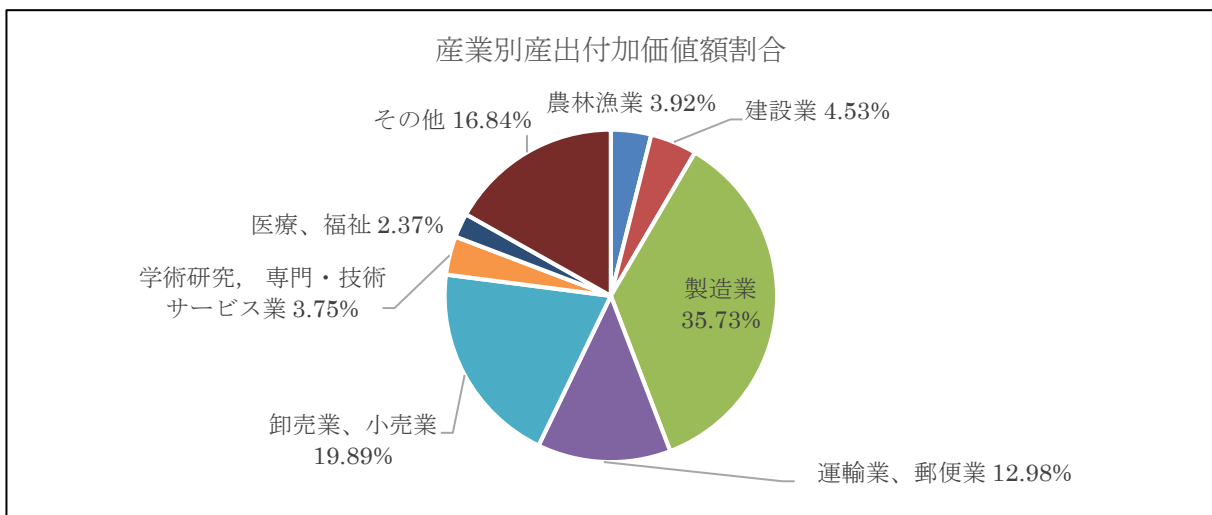
区分	従事者数	割合
第 1 次産業	2,148 人	24.01%
第 2 次産業	1,565 人	17.49%
第 3 次産業	5,234 人	58.50%



産業別の付加価値額で見ると、製造業の生み出す付加価値額が町全体の約 3 分の 1 以上（35.73%）を占め、卸売業・小売業（19.89%）と合わせると、この 2 業種で町全体の半分以上を占めることになる。（平成 24 年度経済センサスー活動調査）

○芽室町の産業別付加価値額・割合

区分	付加価値額 (百万円)	割合
農林漁業	1,496	3.92%
建設業	1,727	4.53%
製造業	13,623	35.73%
運輸業、郵便業	4,948	12.98%
卸売業、小売業	7,583	19.89%
学術研究、専門・技術サービス業	1,429	3.75%
医療、福祉	903	2.37%
その他	6,419	16.84%

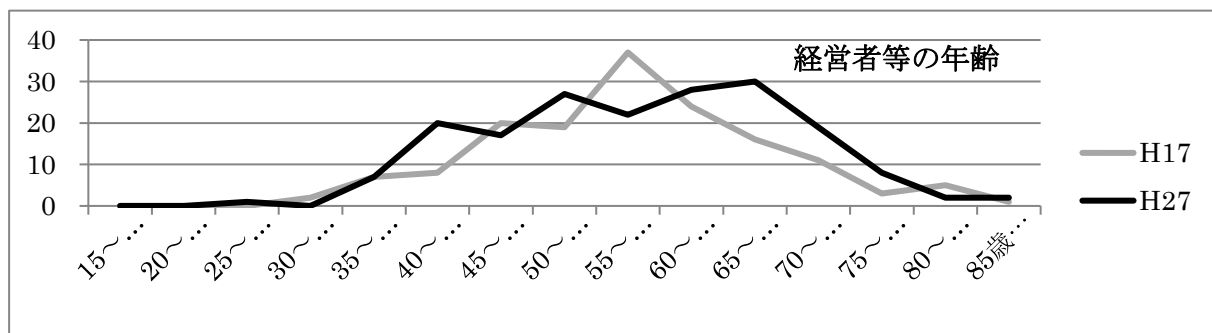


芽室町において製造業の付加価値額が高いのは、豊富に生産される農畜産物を原料としてナチュラルチーズ工場をはじめ国内最大級の工場が複数立地していることによる。

②事業所数の減少と高齢化

芽室町においては、この20年間では経営に携わる者の減少や高齢化傾向にあるが、直近10年にあっては経営に携わる者は増加傾向にあるとともに高齢化傾向も緩やかとなっている。(各年国勢調査 管理的職業従業員数)

しかし、今後数年以内に多くの経営者が引退年齢を迎えることが見込まれる。



③設備の高年齢化

各事業者が保有する設備の高年齢化が進んでおり、芽室町における設備の経過年数は、国全体の中小企業の8.5年（中小企業庁調べ）を上回る13.59年となっている（大企業関連企業の設備を除く所得価格160万円以上の機械・装置）

④芽室町内の産業における課題

芽室町の基幹産業である農業にあっては、平成29年度における農畜産物の粗生産額が315億円と史上最高額を記録し、地域経済が力強く牽引される礎となっている。この農業を軸として、農業関連企業である食料品製造施設、農業機械製造・修理施設、冷凍低温貯蔵施設、物流企業関連施設等が集積し、これらが互いに密接に関係しあいながら経済活動することにより、食料品製造業・生産用機械器具製造業・輸送用機械器具製造業・道路貨物運送業・倉庫業・飲食料品卸売業等、様々な産業分野へ広く波及効果を及ぼしている。

一方で、公務を除く芽室町の事業所数は782社であるが、従業員数に基づき各業種を分類すると、概ね中小企業に分類される割合は事業所数で98.0%、従業員数で78.3%とどちらも高い割合となっている。（平成26年経済センサスー基礎調査から分析）

我が国全体における人口減少や高齢化の影響が人手不足として、町内の特に中小の企業や事業所に影響が及んでおり、また、設備の高年齢化は国全体よりも深刻な状況であることから、今後、地域の中小企業が一気に衰退していく状況が危惧され、その対応が喫緊の課題である。

（2）目標

芽室町内の中小企業においては、早急に設備の更新を進め、従事者の減少や高齢化の中にあっても設備投資を喚起し、労働生産性を維持するために、付加価値を高め、次世代の担い手を育て、又は新たに担い手となろうとする者にとって魅力のある業種への発展を促していく必要がある。

労働生産性の向上のためには、助成措置や税制の優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくことが必要である。このため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に45件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

芽室町には様々な産業があり、またどの業種においても中小企業の割合が非常に

高くなっている。そのため、業種に偏ることなく、芽室町内の各産業の生産性を向上させることが経済の活性化に繋がることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

芽室町の地勢、集落形成及び土地利用形態においては、国道38号線を軸に中心住居系市街地と工業団地が形成され、住居系市街地においては人口が集積されるとともに小売業や飲食業等が営まれ、工業団地では本町の基幹産業である農業に関連した業種を中心に、多くの企業が集積している。

また、住居系市街地及び工業団地を取り囲むように、大規模経営による農業が営まれており、農業者の一部には農産加工品の製造・販売を行う者が点在している。

これらのことから、町全域において生産性を向上させる必要があることから、芽室町全域を本計画の対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

芽室町内の各産業における中小企業の労働生産性の向上を目指すことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。なお、5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項 (2) 健全な地域経済の発展への配慮に定める芽室町外の中小企業者についての事項は、令和4年4月1日から適用する。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

町は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

町は、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配

慮するものとする。

芽室町外の中小企業者が町内で新規に事業を行うために先端設備等を導入する場合は、芽室町の経済・雇用を支えるもののみを認定の対象とする。